

ちょっと深掘り著作権—他の法律との接点からみる著作権法

弁護士 井奈波 朋子

Vol. 3 著作権と民事保全

1 はじめに

仮差押えや**仮処分**の手続は、民事保全法に定められています。**民事保全**は、訴訟手続で勝訴判決を受けた場合に、訴訟が無意味にならないよう、権利を主張する者に対して、暫定的に一定の権能や地位を認める手続です。例えば、著作権関係者に関わりの深い『著作権法判例百選 [第5版]』事件」（東京地裁平成27年10月26日仮処分決定、同平成28年4月7日保全意義決定、知財高裁平成28年11月11日保全抗告決定。以下「百選事件」）は、仮処分命令申立事件として争われています。

2 民事保全の種類

民事保全には、**仮差押え**、**係争物に関する仮処分**、**仮の地位を定める仮処分**の3種類があります。民事保全の当事者は、原告・被告ではなく、**債権者・債務者**と呼ばれます。「仮差押え」は、債権者が債務者に対して金銭債権を有する場合に、勝訴判決を得た後の将来の強制執行を確保するために、債務者の財産を維持する手続です。著作権侵害を理由とする損害賠償請求権を保全するためにも用いることができます。「係争物に関する仮処分」は、例えば、占有移転禁止の仮処分などのように、債権者が債務者に対して特定の物の給付請求権を有する場合に、その現状の変更で、債権者が権利を実行することができなくなったり、著しく困難になるおそれがある場合に、その物の現状を維持する手続です。「仮の地位を定める仮処分」は、争いのある権利関係について、債権者に生じる著しい損害や急迫の危険を回避するため、暫定的に一定の作為や不作為を命じる手続です。著作権侵害行為の差止めを求める仮処分は、この仮の地位を定める仮処分に該当します。また、最近、インターネット関係仮処分といわれる民事保全が増えています。これは、ウェブサイトに掲載された権利侵害情報の削除や、その発信者情報の開示を求めるもので、やはり仮の地位を定める仮処分に該当します。したがって、著作権との絡みで重要なのは、仮の地位を定める仮処分となります。

3 民事訴訟との違い

民事保全は、緊急性、暫定性、付随性という特質があり、本案訴訟とは手続が異なります。

まず、管轄はすべて専属管轄となります。ただし、複数の裁判所に管轄が生じることがありますので、その中での選択は可能です。

民事保全の場合も、訴状と同様、**申立ての趣旨**と**申立ての理由**を記載します。申立ての理由には、民事保全の要件事実を記載することになります。つまり、**被保全権利**と**保全の必要性**です。

民事保全の裁判は**決定**で行われるため、審理は、書面審理、審尋、任意的口頭弁論のい

れかによって行われます。口頭弁論を経ることは必要ではありません。ただし、仮の地位を定める仮処分は、口頭弁論か債権者と債務者双方を審尋する**双方審尋**が必要です。したがって、著作権侵害行為の差止めを求める場合は、本案訴訟における手続とあまり変わらない内容になるときもあります。

立証にも違いがあります。民事保全では、証明ではなく、**疎明**で足りるとされています。証明は裁判官に確信を与える程度の証明度が要求され、疎明は裁判官に確からしいという心証を与える程度の証明度でよいとされます。さらに、証拠は、即時に取り調べができるものに限られます。例えば、文書提出命令や文書送付嘱託を申立てや呼出しが必要な証人尋問はできません。

また、保全命令を得るためには、**担保**を積む必要があります。担保は、不当な保全処分の執行などによって、債務者が被ることがある損害に充てられるものです。金額は、債務者が被ることがある損害に見合う額とされ、最終的には裁判所が決めます。

4 著作権侵害の差止めを仮処分で行う場合

著作権侵害差止めの仮処分は、仮の地位を定める仮処分になり、要件事実は、被保全権利（争いのある権利関係）と保全の必要性です。「百選事件」の場合は、仮処分決定で、著作者人格権に基づく差止請求権が、被保全債権として認められました。保全の必要性としては、債権者に生ずる著しい損害または急迫の危険を避けるために必要と認められることが要求されます。本事件では、債務者が雑誌『著作権判例百選 [第5版]』（本件雑誌）を発行しようとしていることにより保全の必要性が認定されています。

「百選事件」では、債権者が、申立ての趣旨として、債務者が発行を予定していた本件雑誌の複製、頒布、頒布目的の所持または頒布する旨の申出の差止める旨の仮処分命令を求め、（仮処分命令申立て）、裁判所は、申立てを認容しています。このように著作権侵害に基づく差止めを命じる仮処分は、本案訴訟に勝訴したのと同じ満足を債権者に与えるものであり、**断行の仮処分**または**満足的仮処分**と呼ばれます。そのため、立証の程度は疎明で足りるといっても、本案訴訟の証明に近い立証が求められるとされます。

仮処分決定後、債務者は、その命令を発した東京地裁に対して**保全異議**の申立てをいたしました。保全異議に対して、東京地裁は、仮処分決定を維持し、同決定を認可する決定をいたしました。この決定を不服とした債務者は、知財高裁に対して**保全抗告**を申し立てました。知財高裁は、仮処分決定と原決定を取り消し、仮処分の申立てを却下する決定をしたので、最終的に債務者の言い分が認められたこととなります。ここまでは、実際にこの事件がたどった手続きの流れです。

仮に、仮処分命令申立てが却下されたならば、債権者は却下決定に対して**即時抗告**を申立てることができます。抗告裁判所は、即時抗告の申立てについて理由があると判断する場合には、原決定を取り消した上で自ら仮処分決定をするか、原裁判所に差し戻します。反対に、即時抗告の申立てについて不適法または理由がないと判断する場合には、却下または棄却

決定がされます。保全異議に対して、裁判所が、保全命令の申立てに理由がないと判断した場合には、原決定を取り消して、債権者の保全命令の申立てを却下します。

民事保全の特質の一つとして、迅速性があります。「百選事件」は平成27年9月に申し立てられ10月に決定がでていますので、本案訴訟を行った場合に比べ、迅速な判断がされています。仮処分命令は、命令が発せられると直ちに執行することができます。保全異議の申立てをしたとしても、当然に保全命令の執行が停止されるわけではありません。そのため、『著作権判例百選 [第5版]』の発行は、仮処分によって差し止められてしまいました。それから債務者側が争い、最終的に債務者側の主張が認められたものの、同書は1年以上、販売がストップしましたので、債務者に与えるインパクトは強く、担保を積む必要があるとしても、債権者としては有効な手段であったといえます。

「百選事件」の保全異議決定と保全抗告決定は、公開されていますので、自称業界通の方は伏せ字となっている人名を想像しながら読むマニアックな楽しみ方があります。ちなみに債務者代理人のI先生は、酒席でも秘密保持義務を厳守され、ざっくりさくっとは教えてくれませんでした。

5 インターネット関係仮処分

インターネット関係仮処分が著作権絡みで問題となるのは、氏名不詳者がウェブ上に掲載した著作権侵害コンテンツの削除請求や、それを掲載した者を特定するための発信者開示請求を行う場合です。ただし、侵害コンテンツの削除を求めただけであれば、仮処分を行うまでもなく、交渉すれば対応してもらえる場合もあります。また、侵害コンテンツを掲載している者がコンテンツプロバイダと同一人物で、侵害かどうか争うことが予想されるようなケースでは、本案訴訟を選択した方がかえって近道かもしれません。これに対し、発信者情報は、法的手続に依らなければ開示されないのが現状です。

発信者情報の開示を求める仮処分は、仮の地位を定める仮処分なので、要件事実は、被保全権利と保全の必要性です。被保全権利は、発信者情報開示請求権で、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）4条に定められています。その要件は、権利侵害の明白性と発信者情報が開示請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要であるなど、正当な理由があることです。

仮処分では、一般的に、発信者情報として、コンテンツプロバイダに対して侵害者が侵害コンテンツをアップしたときのIPアドレスとタイムスタンプの開示を求める仮処分の申立てをします。開示を受け、IPアドレスが判明したら、そこから経由プロバイダである通信キャリアを割り出すことができます。通信キャリアが持っているアクセスログは、長期間保存されるわけではなく、IPアドレスとアクセスログが消えてしまったら、本人を特定することができなくなってしまいますので、第2段階として、通信キャリアを債務者として発信者情報消去禁止の仮処分の申立てをします。仮処分によってアクセスログを保全した後、経由プロバイダを被告として、本案訴訟により、住所・氏名など発信者情報の開示を請求しま

す。それが認容されると発信者が特定できますので、その情報を元に、損害賠償請求を行うこととなります。説明しているだけでも気が遠くなりそうな長い道のりで、被害者となった権利者が費やす費用・時間・労力を考えると、侵害者フレンドリーな法制度に思えます。